

かごしま標章茶審査要領

- 1 申請のあったかごしま標章茶は、この要領によって審査を行うものとする。
- 2 かごしま標章茶の規格基準見本は審査員の合意によって、定める。
- 3 かごしま標章茶の指定を申請しようとするものは、茶業会議所に標章茶指定申請書（別記様式 1）によって申込みするものとし、審査見本は1点につき100gを提出するものとする。
- 4 かごしま標章茶の審査は、審査員の合意によって判定する。申請者は、審査の判定に異議を申し立てることはできない。
- 5 かごしま標章茶の審査は、7のかごしま標章茶審査基準に基づき比較審査を行い、規格基準見本に対して合計得点が80点以上のものを合格品とする。
- 6 茶業会議所は、必要に応じ審査合格見本茶と現荷の照合のため、抜き取り審査をすることができる。
- 7 かごしま標章茶審査基準は次のとおりとする。

(1) 規格基準

区分	基準	点数
外観	若芽が丸く、細くよれて、よく伸び、形が揃ってきれいなもの。鮮緑色で、つやがあり、揃ったもの。	20
水色	やや淡黄色、透明で深みがあり、きれいなもの。	20
香気	高いみる芽香、新鮮香があり、芳香または、清香の高いもの。	30
滋味	濃厚なうま味と、爽快感があるもの。	30
合計		100

(2) 審査方法

- ア 品質鑑定は、審査員の官能審査とする。
- イ 内質の審査は次の方法により行う。
 - ①水色・香気・味の1点1回の試料茶量目は3gとする。
 - ②浸出は熱湯浸出とし、水色および味の浸出時間は3分間とする。